

業務再点検結果報告

部署名	消費・安全部 安全管理課
部署の業務内容	農畜水産物の安全対策、牛トレーサビリティ制度の遵守

1. 基本的視点に関する点検

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>職場における電話及び来客の応対等には親切、丁寧を心がけている。また、生産者、業者、関係機関等からの質問・照会があれば「関係機関電話対応記録」等を作成し、必要に応じて関係部署、関係機関を紹介又は確認後追って回答するなど、相手が納得するような説明を心がけている。ただし、これらの取組に対し、国民から批判・苦情を受けていないが、客観的な評価を伺う機会がないため、満足度については把握していない。</p> <p>国民からの苦情、要請等については、「消費者相談情報処理カード」、「食品表示110番受付カード」、「関係機関電話対応記録」等に記録し適切に処理している。また、内容によっては情報回付するなど、関係部署と連携し対応している。</p>
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○ ○生産者に対する農業の適正な使用に関する調査 ○販売業者に対する農業の適正な販売の遵守 ○残留農薬の分析 ○農産物に含まれる有害物質(カドミウム、鉛、カビ毒等)の実態把握 ○飼料(原料)等の適正な使用に関する調査 ○牛のトレーサビリティ制度に基づく飼養管理者、業者に対する調査、指導 ○肥料・農薬の登録更新及び使用計画等の届出業務 ○遺伝子組換え農作物等の実態把握 ○家畜の伝染性疫病の発生予防に関する道庁との連携 ○高病原性鳥インフルエンザ発生時への対応 等
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○ BSE発生を受け、消費者サイドに立った視点により15年7月の組織改編で消費・安全部が設置され、リスク管理の重要性については日々の業務を通じて十分認識している。新たな業務では、牛のトレーサビリティ業務、飼料の安全に係る調査や牛せき柱飼料利用禁止措置に係る調査を実施している。また、牛のトレーサビリティ業務に係る手引きについては、国民の信頼を得られるよう統一的な指導基準を盛り込むなど、担当者会議での意見交換を踏まえながら本省において随時見直ししており、現場において適切に対応している。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○ カドミウムや農薬を例にとると、その基準は食品安全委員会などにおいて、科学的な見地から十分検討されており、その知見等に基づき業務を行っている。フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点では、例えば、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたときなど、販売業者に対し巡回調査を行うなどにより、情報提供、啓発を行っており、鶏卵や鶏肉の安全性については、食品安全委員会が作成した資料を基に説明等を行っている。また、消費者から当課への電話で、事故米に対する苦情の中で、「消費者から見ると、行政の組織は分りにくい。食の安全性に関する業務は一元的に行うべきである。」という指摘があった。
		⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
	⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	
影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	農林水産省の職員として、大なり小なり何らかの形で食の安全に関わった業務を行っていると言われているので、関係がない、あるいは可能性がないとは言えないのではないかと。

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	